

令和7年6月16日  
こころといのちの連絡協議会資料

## 精神保健福祉に関する報告他

### 1. 板橋区の精神保健福祉に関する令和6年度事業報告(資料4-1)

板橋区の自立支援医療(精神通院)の申請取扱件数状況と精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移のほか、健康推進課(板橋区保健所)で行っている主な事業について記載しています。

### 2. 令和7年度の事業展開について(健康推進課(板橋区保健所))

#### (1)措置入院者退院後支援業務委託について(措置入院者退院後支援ガイドラインに基づく支援) (資料4-2)

##### ◆措置入院 精神保健福祉法29条

【対象】本人や家族の意思にかかわらず、入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者

【要件等】精神保健指定医2名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置。  
(緊急措置入院は、急速な入院の必要性があることが条件で、指定医の診察は1名で足りるが、入院期間は72時間以内に制限される。)

##### ◆措置入院者退院後支援とは

「措置入院者退院後支援ガイドライン」に基づいて、支援の同意を得られた措置入院者に対して支援計画を作成し、継続して地域で生活できるように、原則6か月間の支援を行う。

精神科医療機関に業務委託することで、措置入院を経て退院した対象者が、病状の安定を図り、入退院を繰り返すことなく安定した地域生活を送れるようにすべく、多職種チーム(医師、看護師等)による医療、保健、福祉等のサービスを包括的に提供していきます。

## (2)医療保護入院(区長同意)中の区民への面会 ( 資料4-3 )

### ◆医療保護入院 法33条

【対象】入院を必要とする障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者。

【要件】精神保健指定医の診察が必要であり、家族等のうちいずれかの者の同意が必要。家族等がいない場合は、市町村長が同意の判断をする

令和7年度より、区長同意で医療保護入院中の対象者に対し、下記の内容を説明しています。家族等が不在で支援が得られない、または難しい対象者であるため、情報提供や困りごと等を聞き相談支援機関につなぎます。

- ①区長同意担当所管として本人の状況を把握し、区長が同意者であることを伝える。
- ②必要な情報提供や助言を行う。
- ③東京都の入院者訪問支援事業の案内を行う。

## (3)心のサポーター養成事業 ( 資料4-4 )

板橋区では、令和4年度から厚生労働省の事業の一環として実施される「心のサポーター養成事業」に参画しています。

心のサポーターとは、「メンタルヘルスやこころの病気への正しい知識を持ち、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う人」です。特に、板橋区では若者へのメンタルヘルスの取り組みを推進するため、令和5年度より大学と心のサポーター養成研修を共催で行っております。

## 3. 精神保健福祉についての協議事項

### 【背景】

- ▶板橋区は精神科医療機関(病床数含む)が23区内で最も多い(資料4-1. 表2)。
- ▶精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 26年度(3,793 人)と比較し令和5年度(7,208 人)は約 2 倍の増加。また、自立支援医療受給者証取扱件数においても平成 26 年度(11,370 件)から令和 5 年度(19,237 件)は約 2 倍となっている。
- ▶精神障がい者の多くが、服薬治療を行っており通院医療の継続が必要な対象。
- ▶災害時の精神保健、医療、福祉活動は、地域での連携が不可欠である。
- ▶健康推進課は年 1 回精神科医療機関間情報交換会を実施し、実務者レベルの情報共有や支援の質の向上を図っている。

▶精神障がい者やその家族は、親亡き後の不安を常に抱えている。

以上、地域の実情、非常時の備えの必要性からも平時より、板橋区の精神科医療機関(訪問看護含む)等の実効性のあるネットワークの構築が重要と考えています。

まずは今回の協議会の中で、平時から準備が必要な点、実際に課題として挙げられる点について情報共有を図りたいと考えています。

【協議テーマ】

令和7年度は現在想定される課題を整理し、体制構築の下準備を行う。

※下記は今後の想定スケジュールのイメージです。

	7年度	8年度	9年度
区協議会(R7年3回)	体制整備の課題整理 (協議会意見・その他) 		
地域の支援機関 (医療機関・福祉等)		支援機関における実効性のある体制整備 	
精神障がい者・区民		区民への情報周知と自発的な備え 	

#①医療機関間の平常時・非常時の取組について情報共有が必要ではないか。

#②調剤薬局の平常時・非常時の取組について情報共有が必要ではないか。

#③情報の見える化を図るための手段(区ホームページ・紙媒体など)を考える必要があるのではないか。

#④区民、精神障がい者への周知方法についての検討が必要ではないか。

(自立支援や手帳申請手続き時、または区ホームページ、支援機関からの周知等)

上記以外に、検討を要する課題は何か。

①②において、情報収集のための関係機関への協力依頼とその効率的な方法、関係機関等からの意見、助言をいただき整理をしたいと考えています。